

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の供用開始 ・二級河川の区間の指定の変更（4件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の成果の認証 ・測量の実施（3件） ・測量の終了 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員等に対する検定の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>道路維持課 河川課</p> <p>土地対策室 建設企画課 //</p> <p>生活安全企画課</p>
--	--

告 示

長崎県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町楠泊1821番3地先から 佐世保市小佐々町楠泊1821番9地先まで	令和7年8月22日

長崎県告示第427号

二級河川の区間を指定する告示（平成6年長崎県告示第1161号）の一部を次のように変更する。
 令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

表中
「

羽 出 川	左岸 西彼杵郡大瀬戸町瀬戸下山郷字白樫236番3地先から雪浦川合流点に至る	5,022
	右岸 西彼杵郡大瀬戸町瀬戸下山郷字白樫236番3地先から雪浦川合流点に至る	

河 通 川	左岸 西彼杵郡大瀬戸町雪浦河通郷字小野390番地先から雪浦川合流点に至る	4,209
	右岸 西彼杵郡大瀬戸町雪浦久良木郷字駄馬41番3地先から雪浦川合流点に至る	

」を

「

羽 出 川	左岸 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷236番3から雪浦川合流点に至る	5,062
	右岸 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷236番3から雪浦川合流点に至る	
河 通 川	左岸 西海市大瀬戸町雪浦河通郷390番地先から雪浦川合流点に至る	4,289
	右岸 西海市大瀬戸町雪浦河通郷41番3地先から雪浦川合流点に至る	

」に、

「

川 棚 川	左岸 東彼杵郡波佐見町永尾郷字山口385番1地先から海に至る	19,352
	右岸 東彼杵郡波佐見町永尾郷字山口435番1地先から海に至る	
村 木 川	左岸 東彼杵郡波佐見町村木郷字柿の内4040番地先から川棚川合流点に至る	2,815
	右岸 東彼杵郡波佐見町村木郷字葉山4039番地先から川棚川合流点に至る	
井 石 川	左岸 東彼杵郡波佐見町鬼木郷字串尾938番2地先から川棚川合流点に至る	3,103
	右岸 東彼杵郡波佐見町鬼木郷字谷源寺941番1地先から川棚川合流点に至る	
野々川川	左岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字カドノ240番1地先から川棚川合流点に至る	2,971
	右岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字平田1425番地先から川棚川合流点に至る	
川 内 川	左岸 東彼杵郡波佐見町川内郷字宇津保川内615番地先から川棚川合流点に至る	2,344
	右岸 東彼杵郡波佐見町川内郷字大平913番1地先から川棚川合流点に至る	
志 折 川	左岸 東彼杵郡波佐見町志折郷字橋の谷1492番1地先から川棚川合流点に至る	1,825
	右岸 東彼杵郡波佐見町志折郷字相川内944番地先から川棚川合流点に至る	
田 別 当 川	左岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字二ヶ倉417番4地先から川棚川合流点に至る	2,176
	右岸 東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷字田別当143番5地先から川棚川合流点に至る	
金 屋 川	左岸 東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1909番1地先から川棚川合流点に至る	1,969
	右岸 東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1924番1地先から川棚川合流点に至る	
長 野 川	左岸 東彼杵郡波佐見町長野郷字野開2741番2地先の町道辺後線辺後橋下流端から川棚川合流点に至る	2,775
	右岸 東彼杵郡波佐見町長野郷字野開2741番2地先の町道辺後線辺後橋下流	

	端から川棚川合流点に至る	
皿 山 川	左岸 東彼杵郡波佐見町皿山郷字松ノ尾506番地先から村木川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町皿山郷字中島456番地先から村木川合流点に至る	2,677
中 尾 川	左岸 東彼杵郡波佐見町中尾郷字上中尾650番2地先から井石川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町中尾郷字白岳358番地先から井石川合流点に至る	2,513
猪 乘 川	左岸 東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字上高平486番3地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字吉川道下764番1地先から川棚川合流点に至る	3,297
石 木 川	左岸 東彼杵郡川棚町木場郷字下中河原223番3地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡川棚町木場郷字桜迫道下1528番1地先から川棚川合流点に至る	4,553

」を

「

川 棚 川	左岸 東彼杵郡波佐見町永尾郷字山口385番1地先から海に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町永尾郷字山口435番1地先から海に至る	19,370
村 木 川	左岸 東彼杵郡波佐見町村木郷字柿の内4040番地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町村木郷字葉山4039番地先から川棚川合流点に至る	2,858
井 石 川	左岸 東彼杵郡波佐見町鬼木郷字串尾938番2地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町鬼木郷字谷源寺941番1地先から川棚川合流点に至る	3,149
野々川川	左岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字カドノ240番1地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字平田1425番2地先から川棚川合流点に至る	2,915
川 内 川	左岸 東彼杵郡波佐見町川内郷字津保川内615番地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町川内郷字大平913番1地先から川棚川合流点に至る	2,388
志 折 川	左岸 東彼杵郡波佐見町志折郷字橋の谷1492番1地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町志折郷字相川内940番地先から川棚川合流点に至る	1,836
田 別 当 川	左岸 東彼杵郡波佐見町野々川郷字二ヶ倉417番4地先から川棚川合流点に至る 右岸 東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷字田別当143番5地先から川棚川合流点に至る	2,172
金 屋 川	左岸 東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1909番4地先から川棚川合流点に至る	1,998

	右岸 東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1924番2地先から川棚川合流点に至る	
長 野 川	左岸 東彼杵郡波佐見町長野郷字野開2741番2地先から川棚川合流点に至る	2,796
	右岸 東彼杵郡波佐見町長野郷字野開2643番3地先から川棚川合流点に至る	
皿 山 川	左岸 東彼杵郡波佐見町皿山郷字松ノ尾506番地先から村木川合流点に至る	2,550
	右岸 東彼杵郡波佐見町皿山郷字中島456番地先から村木川合流点に至る	
中 尾 川	左岸 東彼杵郡波佐見町中尾郷字上中尾650番2地先から井石川合流点に至る	2,548
	右岸 東彼杵郡波佐見町中尾郷字白岳358番地先から井石川合流点に至る	
猪 乗 川	左岸 東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字上高平484番4地先から川棚川合流点に至る	3,334
	右岸 東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字吉川道下764番1地先から川棚川合流点に至る	
石 木 川	左岸 東彼杵郡川棚町木場郷字下中河原223番3地先から川棚川合流点に至る	4,653
	右岸 東彼杵郡川棚町木場郷字桜迫道下1528番1地先から川棚川合流点に至る	

」に、

「

久保仁田川	左岸 佐世保市小船町2431番地先から相浦川合流点に至る	1,071
	右岸 佐世保市柚木町954番地先から相浦川合流点に至る	
小川内川	左岸 佐世保市菰田町393番地先から相浦川合流点に至る	4,460
	右岸 佐世保市菰田町1369番1地先から相浦川合流点に至る	
野 中 川	左岸 佐世保市十文野町73番地先から相浦川合流点に至る	857
	右岸 佐世保市十文野町72番地先から相浦川合流点に至る	
里 見 川	左岸 佐世保市原分町621番地先から相浦川合流点に至る	764
	右岸 佐世保市楠木町5番地先から相浦川合流点に至る	
黄 斑 川	左岸 佐世保市踊石町686番地先から小川内川合流点に至る	455
	右岸 佐世保市踊石町262番1地先から小川内川合流点に至る	
高 尾 川	左岸 佐世保市柚木元町352番地先から相浦川合流点に至る	271
	右岸 佐世保市柚木元町363番地先から相浦川合流点に至る	
大 野 川	左岸 佐世保市松瀬町852番2地先から相浦川合流点に至る	490
	右岸 佐世保市原分町12番1地先から相浦川合流点に至る	
三 本 木 川	左岸 佐世保市柚木町2220番地先から牟田川合流点に至る	420
	右岸 佐世保市柚木町2074番地先から牟田川合流点に至る	
	左岸 佐世保市相当免戸田江後933番第1地先から相浦川合流点に至る	

牟 田 川	右岸 佐世保市柚木下岳免堀切4番地先から相浦川合流点に至る	2,002
池 野 川	左岸 佐世保市松浦町556番地先から相浦川合流点に至る	524
	右岸 佐世保市松浦町567番地先から相浦川合流点に至る	
小 野 川	左岸 佐世保市小野町1596番地先から相浦川合流点に至る	3,137
	右岸 佐世保市小野町922番地先から相浦川合流点に至る	

」を

「

久保仁田川	左岸 佐世保市小舟町2100番地先から相浦川合流点に至る	1,154
	右岸 佐世保市柚木町949番1地先から相浦川合流点に至る	
小川内川	左岸 佐世保市菰田町391番地先から相浦川合流点に至る	4,565
	右岸 佐世保市菰田町1371番地先から相浦川合流点に至る	
野 中 川	左岸 佐世保市十文野町196番3地先から相浦川合流点に至る	878
	右岸 佐世保市十文野町216番1地先から相浦川合流点に至る	
里 見 川	左岸 佐世保市原分町621番1地先から相浦川合流点に至る	709
	右岸 佐世保市楠木町36番5地先から相浦川合流点に至る	
黄 斑 川	左岸 佐世保市踊石町687番1地先から小川内川合流点に至る	453
	右岸 佐世保市踊石町262番5地先から小川内川合流点に至る	
高 尾 川	左岸 佐世保市柚木元町356番1地先から相浦川合流点に至る	269
	右岸 佐世保市柚木元町466番地先から相浦川合流点に至る	
大 野 川	左岸 佐世保市松瀬町893番2地先から相浦川合流点に至る	487
	右岸 佐世保市原分町18番2地先から相浦川合流点に至る	
三 本 木 川	左岸 佐世保市柚木町2368番5地先から牟田川合流点に至る	419
	右岸 佐世保市柚木町2074番3地先から牟田川合流点に至る	
牟 田 川	左岸 佐世保市上柚木町2160番地先から相浦川合流点に至る	2,036
	右岸 佐世保市上柚木町4番地先から相浦川合流点に至る	
池 野 川	左岸 佐世保市松瀬町556番地先から相浦川合流点に至る	525
	右岸 佐世保市松瀬町567番3地先から相浦川合流点に至る	
小 野 川	左岸 佐世保市小野町1596番1地先から相浦川合流点に至る	3,098
	右岸 佐世保市小野町923番地先から相浦川合流点に至る	

」に、

「

--	--	--

新 田 川	左岸 佐世保市新田町618番19番地先から相浦川合流点に至る	2,346
	右岸 佐世保市新田町672番地先から相浦川合流点に至る	

」を

「

新 田 川	左岸 佐世保市新田町618番19地先から相浦川合流点に至る	2,095
	右岸 佐世保市新田町672番地先から相浦川合流点に至る	

」に、

「

佐 々 川	左岸 北松浦郡世知原町開作免字橋ノ本914番地先から海に至る	21,862
	右岸 北松浦郡世知原町開作免字日除け1239番1地先から海に至る	
北 川 内 川	左岸 北松浦郡世知原町赤木場免字野辻原284番1地先から佐々川合流点に至る	2,352
	右岸 北松浦郡世知原町赤木場免字女木場105番3地先から佐々川合流点に至る	
路 木 場 川	左岸 北松浦郡世知原町栗迎免字黒石951番1地先から佐々川合流点に至る	2,429
	右岸 北松浦郡世知原町栗迎免字黒石994番地先から佐々川合流点に至る	
鍋 田 川	左岸 北松浦郡世知原町長田代免字額島356番3地先から佐々川合流点に至る	1,523
	右岸 北松浦郡世知原町長田代免字額島677番1地先から佐々川合流点に至る	
福 井 川	左岸 北松浦郡吉井町福井免字山原525番地先から佐々川合流点に至る	5,799
	右岸 北松浦郡吉井町福井免字辻田304番1地先から佐々川合流点に至る	
高 峰 川	左岸 北松浦郡吉井町高峰免字園田1099番2地先から佐々川合流点に至る	2,814
	右岸 北松浦郡吉井町高峰免字園田1116番地先から佐々川合流点に至る	
木 場 川	左岸 北松浦郡佐々町口石免字大田1082番1地先から佐々川合流点に至る	3,101
	右岸 北松浦郡佐々町口石免字葛根平1030番1地先から佐々川合流点に至る	

」を

「

佐 々 川	左岸 佐世保市世知原町開作免字橋ノ本914番地先から海に至る	21,659
	右岸 佐世保市世知原町開作免字日除け1239番1地先から海に至る	
北 川 内 川	左岸 佐世保市世知原町赤木場免字野辻原284番1地先から佐々川合流点に至る	2,359
	右岸 佐世保市世知原町赤木場免字女木場105番3地先から佐々川合流点に至る	
路 木 場 川	左岸 佐世保市世知原町栗迎免字黒石951番1地先から佐々川合流点に至る	2,435

	右岸 佐世保市世知原町栗迎免字黒石994番地先から佐々川合流点に至る	
鍋 田 川	左岸 佐世保市世知原町長田代免字額島356番3地先から佐々川合流点に至る	1,512
	右岸 佐世保市世知原町長田代免字額島677番地先から佐々川合流点に至る	
福 井 川	左岸 佐世保市吉井町福井免字山原525番地先から佐々川合流点に至る	5,749
	右岸 佐世保市吉井町福井免字辻田304番1地先から佐々川合流点に至る	
高 峰 川	左岸 佐世保市吉井町高峰免字園田1099番1地先から佐々川合流点に至る	2,812
	右岸 佐世保市吉井町高峰免字園田1116番地先から佐々川合流点に至る	
木 場 川	左岸 北松浦郡佐々町石免字大田1082番1地先から佐々川合流点に至る	3,085
	右岸 北松浦郡佐々町石免字葛根平1030番1地先から佐々川合流点に至る	

」に、

「

相 浦 川	左岸 佐世保市里美町大字上字上免字郷美谷590番地先から海に至る	20,133
	右岸 佐世保市里美町大字上字上免字郷美谷3番地先から海に至る	

」を

「

相 浦 川	左岸 佐世保市里美町808番9地先から海に至る	20,456
	右岸 佐世保市里美町805番2地先から海に至る	

」に、

「

志 佐 川	左岸 松浦市志佐町柚木川内免字平原113番地先から海に至る	10,925
	右岸 松浦市志佐町田野平免字谷川1266番1地先から海に至る	
ホ キ 川	左岸 松浦市志佐町柚木川内免字平原117番地先から志佐川合流点に至る	94
	右岸 松浦市志佐町柚木川内免字平原141番1地先から志佐川合流点に至る	

」を

「

志 佐 川	左岸 松浦市志佐町柚木川内免96番2番地先から海に至る	11,506
	右岸 松浦市志佐町柚木川内免96番2番地先から海に至る	
ホ キ 川	左岸 松浦市志佐町柚木川内免117番地先から志佐川合流点に至る	195
	右岸 松浦市志佐町柚木川内免141番1地先から志佐川合流点に至る	

」に、

「

笛 吹 川	左岸 松浦市志佐町笛吹免字山口1646番1地先から志佐川合流点に至る	1,280
-------	------------------------------------	-------

	右岸 松浦市志佐町笛吹免字東山1608番地先から志佐川合流点に至る	
--	-----------------------------------	--

」を

「

笛 吹 川	左岸 松浦市志佐町笛吹免1608番地先から志佐川合流点に至る	1,570
	右岸 松浦市志佐町笛吹免1646番1地先から志佐川合流点に至る	

」に、

「

谷 江 川	左岸 壱岐郡勝本町北触字打越642番地先から海に至る	5,462
	右岸 壱岐郡勝本町北触字打越645番地先から海に至る	
初 尾 川	左岸 壱岐郡勝本町片山触字仲田494番地先から谷江川合流点に至る	2,149
	右岸 壱岐郡勝本町片山触字初尾400番地先から谷江川合流点に至る	
後 川 川	左岸 壱岐郡勝本町本宮東触字坂様225番1地先から初尾川合流点に至る	3,353
	右岸 壱岐郡勝本町本宮東触字坂様1604番2地先から初尾川合流点に至る	
二ノ坂川	左岸 壱岐郡勝本町布気触字二ノ坂6番地先から初尾川合流点に至る	1,162
	右岸 壱岐郡勝本町布気触字二ノ坂8番地先から初尾川合流点に至る	

」を

「

谷 江 川	左岸 壱岐市勝本町北触字打越642番地先から海に至る	5,407
	右岸 壱岐市勝本町北触字打越645番地先から海に至る	
初 尾 川	左岸 壱岐市勝本町片山触字仲田494番地先から谷江川合流点に至る	2,137
	右岸 壱岐市勝本町片山触字初尾400番地先から谷江川合流点に至る	
後 川 川	左岸 壱岐市勝本町本宮東触字坂様225番1地先から初尾川合流点に至る	3,220
	右岸 壱岐市勝本町本宮東触字山田1604番2地先から初尾川合流点に至る	
二ノ坂川	左岸 壱岐市勝本町布気触字二ノ坂6番地先から初尾川合流点に至る	1,140
	右岸 壱岐市勝本町布気触字二ノ坂8番地先から初尾川合流点に至る	

」に、

「

大 左 右 川	左岸 壱岐郡芦辺町箱崎中山触字帯田741番2地先から海に至る	1,922
	右岸 壱岐郡芦辺町箱崎中山触字帯田763番1地先から海に至る	
梅ノ木川	左岸 壱岐郡芦辺町中野郷西触字胡麻田926番地先から海に至る	2,622
	右岸 壱岐郡芦辺町中野郷西触字胡麻田926番地先から海に至る	
	左岸 壱岐郡芦辺町住吉山信触字丸田308番地先から海に至る	

幡 鉾 川	右岸 壱岐郡芦辺町住吉山信触字丸田659番1地先から海に至る	8,834
町 谷 川	左岸 壱岐郡郷ノ浦町平人触字佐尾746番地先から幡鉾川合流点に至る	1,293
	右岸 壱岐郡石田町池田西触字坂本380番2地先から幡鉾川合流点に至る	
小 川	左岸 壱岐郡石田町石田西触字原ノ久保275番1地先から幡鉾川合流点に至る	1,441
	右岸 壱岐郡石田町石田西触字原ノ久保246番7地先から幡鉾川合流点に至る	
池 田 川	左岸 壱岐郡石田町池田仲触字庄屋818番地先から幡鉾川合流点に至る	1,579
	右岸 壱岐郡石田町池田仲触字庄屋867番1地先から幡鉾川合流点に至る	
日ノ本川	左岸 壱岐郡石田町池田西触字清水899番1地先から池田川合流点に至る	1,072
	右岸 壱岐郡石田町池田西触字清水912番2地先から池田川合流点に至る	
永 田 川	左岸 壱岐郡郷ノ浦町永田触字田ノ上1170番地先から海に至る	2,491
	右岸 壱岐郡郷ノ浦町永田触字田ノ上1189番地先から海に至る	
刈 田 院 川	左岸 壱岐郡芦辺町住吉後触字大久保416番地先から海に至る	4,259
	右岸 壱岐郡芦辺町住吉後触字原株210番地先から海に至る	
百 合 畑 川	左岸 壱岐郡勝本町布気触字木落シ818番1地先から字木落シ818番1地先に至る	253
	右岸 壱岐郡勝本町布気触字辻806番4地先から字木落シ818番11地先に至る	
蟹 田 川	左岸 壱岐郡芦辺町箱崎瀬戸浦字出口793番イ地先から大左右川合流点に至る	351
	右岸 壱岐郡芦辺町箱崎大左右触字津持372番2地先から大左右川合流点に至る	

」を

「

大 左 右 川	左岸 壱岐市芦辺町箱崎中山触字帯田741番2地先から海に至る	1,912
	右岸 壱岐市芦辺町箱崎中山触字帯田763番1地先から海に至る	
梅ノ木川	左岸 壱岐市芦辺町中野郷西触字胡麻田926番地先から海に至る	1,622
	右岸 壱岐市芦辺町中野郷西触字胡麻田926番地先から海に至る	
幡 鉾 川	左岸 壱岐市芦辺町住吉山信触字丸田270番地先から海に至る	8,829
	右岸 壱岐市芦辺町住吉山信触字長崎659番1地先から海に至る	
町 谷 川	左岸 壱岐市郷ノ浦町平人触字町谷川794番3地先から幡鉾川合流点に至る	1,252
	右岸 壱岐市石田町池田西触字坂本380番2地先から幡鉾川合流点に至る	
小 川	左岸 壱岐市石田町石田西触字原ノ久保275番1地先から幡鉾川合流点に至る	1,421
	右岸 壱岐市石田町石田西触字原ノ久保246番7地先から幡鉾川合流点に至る	
	左岸 壱岐市石田町池田仲触字庄屋820番4地先から幡鉾川合流点に至る	

池 田 川	右岸 壱岐市石田町池田仲触字庄屋836番3地先から幡鉢川合流点に至る	1,543
日ノ本川	左岸 壱岐市石田町池田西触字清水899番1地先から池田川合流点に至る	1,045
	右岸 壱岐市石田町池田西触字清水912番2地先から池田川合流点に至る	
永 田 川	左岸 壱岐市郷ノ浦町永田触字田ノ上1170番地先から海に至る	2,302
	右岸 壱岐市郷ノ浦町永田触字田ノ上1189番地先から海に至る	
刈 田 院 川	左岸 壱岐市芦辺町住吉後触字原株338番1地先から海に至る	4,248
	右岸 壱岐市芦辺町住吉後触字原株219番3地先から海に至る	
百 合 畑 川	左岸 壱岐市勝本町布気触字木落シ818番1地先から字木落シ818番69地先に至る	252
	右岸 壱岐市勝本町布気触字辻806番4地先から字木落シ818番11地先に至る	
蟹 田 川	左岸 壱岐市芦辺町瀬戸浦字出口793番4地先から大左右川合流点に至る	351
	右岸 壱岐市芦辺町箱崎大左右触字津持372番2地先から大左右川合流点に至る	

」に

変更する。

長崎県告示第428号

二級河川の区間を指定する告示（平成7年長崎県告示第818号）の一部を次のように変更する。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

大 川	左岸 南松浦郡有川町有川郷字アゼビロ1420番1地先から海に至る	2,779
	右岸 南松浦郡有川町有川郷字鍋山1419番3地先から海に至る	
木 場 川	左岸 南松浦郡有川町有川郷字古田1946番32地先から大川合流点に至る	1,673
	右岸 南松浦郡有川町有川郷字ビシキ1935番4地先から大川合流点に至る	
釣 道 川	左岸 南松浦郡上五島町青方郷字山田山87番地先から海に至る	2,849
	右岸 南松浦郡上五島町青方郷字中野下147番2地先から海に至る	
佐 野 原 川	左岸 南松浦郡上五島町三日ノ浦郷字木割365番1地先から海に至る	2,776
	右岸 南松浦郡上五島町三日ノ浦郷字釜山372番1地先から海に至る	
相 河 川	左岸 南松浦郡上五島町相河郷字大迫689番87地先から海に至る	4,060
	右岸 南松浦郡上五島町相河郷字土振木場685番1地先から海に至る	
檜ノ木川	左岸 南松浦郡若松町宿之浦郷字野佐場1229番12地先から海に至る	857
	右岸 南松浦郡若松町宿之浦郷字猪木窄1231番第19地先から海に至る	

大 川	左岸	南松浦郡奈良尾町岩瀬浦郷字杉の本629番2地先から海に至る	423
	右岸	南松浦郡奈良尾町岩瀬浦郷字小路502番地先から海に至る	
宮 ノ 川	左岸	南松浦郡新魚目町浦桑郷字上宇戸603番1地先から海に至る	1,934
	右岸	南松浦郡新魚目町浦桑郷字上宇戸605番3地先から海に至る	

」を

「

大 川	左岸	南松浦郡新上五島町有川郷字アゼビロ1420番1地先から海に至る	2,783
	右岸	南松浦郡新上五島町有川郷字鍋山1419番3地先から海に至る	
木 場 川	左岸	南松浦郡新上五島町有川郷字古田1946番32地先から大川合流点に至る	1,676
	右岸	南松浦郡新上五島町有川郷字ビキシ1935番4地先から大川合流点に至る	
釣 道 川	左岸	南松浦郡新上五島町青方郷字山田山87番2地先から海に至る	2,852
	右岸	南松浦郡新上五島町青方郷字中野下147番2地先から海に至る	
佐 野 原 川	左岸	南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷字木割365番1地先から海に至る	2,836
	右岸	南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷字釜山372番1地先から海に至る	
相 河 川	左岸	南松浦郡新上五島町相河郷字大迫689番87地先から海に至る	4,082
	右岸	南松浦郡新上五島町相河郷字土振木場685番1地先から海に至る	
檜 ノ 木 川	左岸	南松浦郡新上五島町宿之浦郷字野佐場1229番12地先から海に至る	860
	右岸	南松浦郡新上五島町宿之浦郷字猪木窄1231番19地先から海に至る	
大 川	左岸	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字杉の本629番2地先から海に至る	441
	右岸	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字小路502番地先から海に至る	
宮 ノ 川	左岸	南松浦郡新上五島町浦桑郷字上宇戸603番1地先から海に至る	2,063
	右岸	南松浦郡新上五島町浦桑郷字上宇戸605番3地先から海に至る	

」に

変更する。

長崎県告示第429号

二級河川の区間を指定する告示（平成10年長崎県告示第121号）を次のように変更する。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

木 原 川	左岸	南松浦郡上五島町相河郷字平迫564番1地先から相河川合流点に至る	949
	右岸	南松浦郡上五島町相河郷字平迫562番2地先から相河川合流点に至る	

」を

「

木 原 川	左岸 南松浦郡新上五島町相河郷字平迫564番1地先から相河川合流点に至る	973
	右岸 南松浦郡新上五島町相河郷字平迫562番2地先から相河川合流点に至る	

」に
変更する。

長崎県告示第430号

二級河川の区間を指定する告示（平成10年長崎県告示第122号）を次のように変更する。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

角 川	左岸 壱岐郡芦辺町箱崎釘ノ尾触字黒越50番1地先から谷江川合流点に至る	2,400
	右岸 壱岐郡芦辺町箱崎釘ノ尾触字黒越35番3地先から谷江川合流点に至る	

」を

「

角 川	左岸 壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触字黒越50番1地先から谷江川合流点に至る	2,463
	右岸 壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触字黒越35番3地先から谷江川合流点に至る	

」に
変更する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
松 浦 市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 前田	令和7年8月12日
松 浦 市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 御厨里第1	令和7年8月12日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市上崎山町	令和7年8月25日から 令和7年12月26日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（流末排水路測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市白浜町	令和7年8月18日から 令和8年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県長崎港湾漁港事務所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡時津町久留里郷	令和7年8月20日から 令和7年10月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年8月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
壱岐市芦辺町	令和7年7月30日

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第28号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月22日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定を行う警備業務の種別及び区分
雑踏警備業務1級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和7年11月29日（土）午前10時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和7年9月8日（月）から同月12日（金）まで	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

- b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - エ 次に掲げるいずれかの書面
 - (ア) 3(1)の受検資格に該当する場合は、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）各1通
 - (イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面1通
 - オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 6 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料
1万3,000円
 - (2) 納付方法
検定申請時に納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 7 合格発表
- この検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 8 問合せ先
- (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト